

決済用普通預金

一関信用金庫
令和4年3月1日現在

1. 商品名	・ 決済用普通預金(無利息型)
2. 販売対象	・ 法人または個人の方
3. 期間	・ 期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻しできます
6. 利息	・ 利息はつきません
7. 税金	・ 利息がつかないので税金はかかりません
8. 手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します 詳しくは、「ATM利用手数料のご案内」をご覧ください
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の方の「総合口座」利用による当座貸越限度額は担保定期預金合計額の90%または500万円のいずれか少ない金額となります ただし、定期預金は決済用預金にはなりません (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・ 決済用普通預金はマル優の対象ではありません ・ 総合口座の担保定期預金はマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	_____
11. 金利情報の入手方法	_____
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはガバナンス推進チーム(9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫ガバナンス推進チームまたは全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます ・ 現行の普通預金から決済用普通預金(無利息型)に切り替えできます、また決済用普通預金の解除もできます ・ 預金保険制度の付保対象預金で全額保護されます